

令和6年度 水質検査計画

(当別町水道事業)



(石狩西部広域水道企業団からの水道用水を受水している景林配水池)

目 次

1.	水質検査の基本方針	1
2.	当別町の水道事業の概要	1
3.	水道の原水及び水道水の状況	1
4.	検査地点	2
5.	検査項目及び頻度	2
6.	臨時の水質検査	3
7.	水質検査の方法	3
8.	水質検査計画及び結果の公表について	4
9.	水質検査結果の評価について	4
10.	水質検査の精度と信頼性保証について	4
11.	関係者との連携	4

1. 水質検査の基本方針

水質基準に適合し、安全で良質な水道水であることを確認するために、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けられている「水質基準項目」と検査を行うことが望ましいとされている「水質管理目標設定項目」のうち特に検査を行う必要があると認められる項目及び水質管理上必要と判断した項目を当別町が独自に行います。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づき、水源上流域の要因等及び過去の検査結果を充分考慮し決定します。

2. 当別町の水道事業の概要

(1) 給水状況

本町の給水状況は、下表のとおりとなっています。

区 分	内 容
事業体の名称	当別町水道事業
給水区域	青山以北と美登江中島を除く全町（128.0 km ² ）
計画給水人口	22,900 人
計画一日最大給水量	11,100 m ³
給水人口（令和4年度末）	16,527 人
一日最大給水量（令和4年度）	6,320 m ³
一日平均給水量（令和4年度）	5,652 m ³

3. 水道の原水および水道水の状況

(1) 原水の状況

本町の水道は、石狩西部広域水道企業団より水道用水供給を受けています。原水は当別川の当別ダムより取水し、当別浄水場で高度浄水処理された水道水が当別町内にある分水施設から配水池に供給されています。

水質については、石狩西部広域水道企業団ホームページに公表されていますので参照ください。

(2) 水道水の状況

水道水は、浄水場で原水の状況に応じた適正な浄水処理を行っているため、水質基準にすべて適合しています。また、給水末端部でも水質検査を行っており、需要者の皆様が安心して、安全で良質な水をお届けしています。

4. 検査地点

(1) 給水栓

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査を実施する給水栓を町内1ヶ所に設定します。

さらに、水道法に基づく1日1回行う検査を実施する地点は1ヶ所に設定し計2ヶ所とします。

事業者の名称	検査地点	所在地	概要
当別町水道事業	西当別コミュニティーセンター	当別町太美町 22 番地 7	給水栓
	配水管理所	当別町元町 140 番地	給水栓

5. 検査項目及び頻度

(1) 水質検査項目

水質基準は51項目を検査します。また、色、濁り並びに消毒の残留効果に関する検査も法定どおり行います。

水質管理目標設定項目については、受水後、増加する恐れのある、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラールを夏場を実施し、その他の項目は、水源由来の項目で、受水後増加するものではない項目なので、石狩西部広域水道企業団の実施結果を参考とします、結果については、石狩西部広域水道企業団ホームページに公表されていますので参照ください。

(2) 検査頻度

給水栓における水質基準項目の検査は、従来、全国一律に義務付けられていましたが、地域性を考慮して、水道事業者の状況に応じて検査頻度を減じることができることになりました。

本町では、特に水質管理上注意すべき項目を考慮し、以下の方針に基づき、検査頻度を決定することとします。

なお、法令で、検査頻度を減じる要件として過去3年間の検査結果によるとされており、今年度も石狩西部広域水道企業団から受水し、供給するのが3年以上経過したことにより、3年間の結果蓄積ができたことから、下記の頻度で検査を行います。

ア 水質基準項目

- ①法令に基づく水質検査の項目【1】、【2】、【11】、【34】、【38】、【46】～【51】については、毎月1回検査を行います。
- ②全項目水質検査を毎年1回実施します。
- ③3ヶ月検査として【8】～【10】、【21】～【31】(1回は全項目水質検査で実施)を行います。
- ④法令に基づく水質検査項目のうち、色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)については、1日2回検査を行います。(法令では1日1回行います。)

イ 水質管理目標設定項目

- ①水質管理目標設定項目①、②については、消毒副生成物監視の為、夏場に合わせて年2回検査を行います。



水質検査(大腸菌)状況

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて項目を決定します。

7. 水質検査の方法

(1) 水質検査の方法

給水栓等における水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、委託して行います。委託先については厚生労働大臣の登録を受けた者とします。

検査の方法については、水質基準項目は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、また、水質管理目標設定項目については、「水質管理目標設定項目の検査方法」により行います。

(2) 試料採取及び運搬方法

ア 試料容器の準備

- ①受託者は、検査に必要な採水容器を用意する。
- ②採水容器の洗浄については、受託者の責任において十分に行う。

イ 採水方法等

- ①受託者の検査員が業務委託仕様書のとおり採水を行う。
- ②採水時に異常が認められた場合は、直ちにその内容を報告する。

ウ 試料の運搬

- ①試料は、クーラーボックス等に入れ冷蔵し、採水容器破損防止の措置を施して運搬する。

エ 試料の採取状況の確認

- ①採水に当たっては、委託者が立会して行うか、写真の提出を求め、試料の採取状況の確認を行う。

8. 水質検査計画及び結果の公表について

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、上下水道課に備えるとともに、町ホームページで公表します。

また、検査結果は、水質検査成績一覧を作成して公表します。

9. 水質検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要があれば水質検査計画を見直していきます。

10. 水質検査の精度と信頼性保証について

本町では、受託者の内部精度管理、外部精度管理の実施状況を確認し、水質検査の精度と信頼性を確保に努めます。

11. 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあったときは、管轄する保健所、石狩西部広域水道企業団、本町環境部局と連携して迅速に対策を講じます。

この水質検査計画について、水道利用者皆様のご意見をお寄せください。
皆様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先

当別町建設水道部上下水道課業務係

☎061-0292 石狩郡当別町白樺町 58 番地 9

TEL 0133-22-2411(直通)